

指定管理者候補者の選定について

1. 趣旨

品川区福祉部が所管する公の施設について、令和4年2月から同年5月までの間に、5施設の指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行う。

2. 指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等

別紙のとおり

3. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

公募によらず特定の事業者を選定する。

※施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を福祉部の公の施設の指定管理者候補者選定予備委員会（以下「予備委員会」という。）および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における指定管理者候補者として特定して選定する。

(2) 選定委員会および予備委員会の設置

候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置する。なお、選定にかかる審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

選定委員会は、有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

①特別養護老人ホーム（上大崎）

- ・利用者等の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ・特別養護老人ホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・特別養護老人ホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・これらのほか、設置目的を達するために十分な能力を有していること。

②地域密着型多機能ホーム（小山・大井林町・東五反田）

- ・利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ・地域密着型多機能ホームまたはグループホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・地域密着型多機能ホームまたはグループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・これらのほか、設置目的を達するために十分な能力を有していること。

③高齢者住宅（大井林町）

- ・使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
- ・高齢者住宅の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・高齢者住宅の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・これらのほか、設置目的を達するために十分な能力を有していること。

4. 指定管理者が行う主な業務

(1) 特別養護老人ホーム（上大崎）

- ①生活介護、生活指導、健康管理その他の利用者等の処遇に関すること。
- ②施設等の維持および修繕に関すること。
- ③施設等の使用に関すること。
- ④利用料金の徴収に関すること。

(2) 地域密着型多機能ホーム（小山・大井林町・東五反田）

- ①品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム
条例第3条（※）に規定するサービスの提供に関すること。

- ※ 1 小規模多機能型居宅介護
- 2 認知症対応型共同生活介護（大井林町を除く。）
- 3 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 4 介護予防認知症対応型共同生活介護（大井林町を除く。）

- ②施設および設備の維持および修繕に関すること。
- ③施設および設備の使用に関すること。
- ④利用料金の徴収に関すること。

(3) 高齢者住宅（大井林町）

- ①高齢者住宅の保全、修繕および改良に関すること。
- ②生活支援サービスの提供に関すること。
- ③利用料金の徴収に関すること。

5. 今後の予定

令和3年	9月	予備委員会および選定委員会の開催・選定
	12月	指定管理者の指定の議案提出・議決
令和4年	3～6月	協定締結・指定管理者業務開始

指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等

■ 高齢者福祉課所管施設

<特別養護老人ホーム>

No.	施設の名称	所在地	現指定管理者	現指定期間
1	上大崎特別養護老人ホーム	上大崎3-10-7	社会福祉法人 愛生福祉会	平成29年6月1日～令和4年5月31日

<地域密着型多機能ホーム>

No.	施設の名称	所在地	現指定管理者	現指定期間
2	小山地域密着型多機能ホーム	小山7-14-4	社会福祉法人 新生寿会	平成29年3月1日～令和4年2月28日
3	東五反田地域密着型多機能ホーム	東五反田4-11-6	社会福祉法人 新生寿会	平成29年5月1日～令和4年4月30日
4	大井林町地域密着型多機能ホーム	東大井4-9-1	社会福祉法人 さくら会	平成29年6月1日～令和4年5月31日

■ 高齢者地域支援課所管施設

<高齢者住宅>

No.	施設の名称	所在地	現指定管理者	現指定期間
1	大井林町高齢者住宅	東大井4-9-1	社会福祉法人 さくら会	平成29年6月1日～令和4年5月31日